



(図) 介護サービス利用の流れ

令和3年度 介護報酬改定について

令和3年4月1日から、介護報酬が改定されました。

○介護報酬とは

退院後の療養生活などで介護が必要になつた場合は様々な公的サービスを受けることができます。介護報酬とは、こうした介護サービスの「価格」のことで、サービスにかかる利用者の負担は現在1割～3割程度です。

この介護サービスを利用する際に利用者が支払う費用は、厚生労働大臣が定める算定基準によつて決められています。また、社会情勢の変化や物価・人件費の変動に対応するため3年ごとに価格の見直しが行われます。各種サービス毎に職員の配置やサービスの提供体制などの状況に応じて適正な価格の加算・減算が行われます。

今回の改定も、社会保障審議会（介護給付費分科会）の意見を元に厚生労働大臣が決定したものです。

○改定の主なポイント

- 改訂の主なポイントは次の通りです。
- ・ 新型コロナウイルスに関する特例
 - ・ 感染症や災害への対応力強化
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 自立支援・重度化防止の取組推進
 - ・ 看護人材の確保・介護現場の革新
 - ・ 制度の安定性・持続可能性の確保
- ✳️ 介護サービスの提供を受けるには、保険者である市町村による要支援・要介護認定を受ける必要があります。区分に応じた支援が定められています。

✳️ 感染症や災害への対応、また提供するサービスを更に充実させるため、結果として利用者の負担はわずかに増加します。

しかしながら、病気やケガにより支援を必要とする人を見過ごさないためには、地域の皆さんの協力が重要です。

✳️ 病気やケガなどで支援を必要とされている人が身近にあられましたら、ご相談いただけますようお願いいたします。

今年度の体制について

●退職

智頭病院院長 秋藤洋一 医師

当分の間、病院長の職務は副院長

藤田 好雄 医師が代理いたします。

●異動

内科 井上直也 医師・三原周 医師

●赴任

内科 尾坂妙子 医師・有田 和正 医師

✳️ 皆さまには変わらず『かかりつけ医』としての智頭病院を支えていただきますようよろしく願います。

